

海 外 出 張 報 告 書

出張目的： IASB 会議（2013 年 10 月）傍聴
日 時： 2013 年 10 月 28 日（月）～11 月 1 日（金）
場 所： ロンドン IASB 本部
出 張 者： 企業会計基準委員会 専門研究員 太田 実佐

IASB 会議（2013 年 10 月）傍聴報告

日時：2013 年 10 月 28 日（月）～11 月 1 日（金）

＜10 月 28 日、18 日の一部に FASB との合同会議あり＞

スケジュール：付録を参照

場所：ロンドン IASB 本部

IASB は、2013 年 10 月 28 日から 11 月 1 日に英国ロンドンの IASB の事務所で公開の会議を開催した。FASB も、いくつかのセッションに参加した。

議論されたトピックは以下のとおりであった。

- 金融商品：分類及び測定（教育セッション）
- 共同支配の取決めにに関する 3 つの修正案の再審議
- 年次改善——IFRS 第 7 号「金融商品：開示」——サービシング契約
- 料金規制対象活動：暫定 IFRS
- 収益認識
- IFRIC アップデート
- IAS 第 16 号「有形固定資産」及び IAS 第 38 号「無形資産」——公開草案「減価償却及び償却の許容される方法の明確化」
- 年次改善——IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」——処分方法の変更
- IFRS 第 2 号「株式に基づく報酬」——業績条件の定義：勤務期間後に達成される業績目標
- 年次改善——IAS 第 19 号「従業員給付」——割引率：地域市場の論点
- 年次改善——IFRS 第 7 号「金融商品：開示」：IFRS 第 7 号の修正の要約期中財務諸表への適用可能性
- 個別財務諸表（持分法）
- 料金規制対象活動：調査研究プロジェクト
- マクロヘッジの会計処理
- 金融商品：減損
- IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の修正

【10 月 28 日（月）】

■ 収益認識（教育セッション）

教育セッションのため、何も決定事項はなかった。（詳細は、10 月 30 日（水）の収益認

識に関する審議（意思決定セッション）を参照）

【10 月 29 日（火）】

■ 金融商品：分類と測定（教育セッション）：IASB/FASB 合同

2013 年 10 月 29 日に IASB と FASB は、IFRS 第 9 号「金融商品」（限定的修正の公開草案における提案を含む）と FASB の会計基準更新書案における事業モデルの評価に関する合同の教育セッションを開催した。両審議会は、事業モデルの評価全般への考え得る明確化とともに 3 つの測定区分のそれぞれに具体的に関連する考え得る明確化を議論した。

教育セッションのため、何も決定事項はなかった。

次のステップ

IASB と FASB は、今後の合同会議で事業モデルの評価を議論する。

【10 月 30 日（水）】

■ 共同支配の取決めにに関する 3 つの修正案の再審議

IASB は、共同支配の取決めの会計処理に関する 3 つの修正案の最終確定を議論した。

- a. ED/2012/6「投資者とその関連会社又は共同支配企業の間での資産の売却又は拠出」（IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号の修正案）
- b. ED/2012/7「共同支配事業に対する持分の取得」（IFRS 第 11 号の修正案）
- c. ED/2012/3「持分法：その他の純資産変動に対する持分」（IAS 第 28 号の修正案）

「投資者とその関連会社又は共同支配企業の間での資産の売却又は拠出」（IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号の修正案）

IASB は、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」及び IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の修正案に関して回答者から受け取ったコメントと IFRS 解釈指針委員会（解釈指針委員会）の提案を検討した。IASB は、修正案を次のような追加的な明確化をして最終確定することを暫定的に決定した。

- a. IFRS 第 10 号の修正案は、子会社の売却又は拠出には言及せずに、子会社の支配の喪失に言及すべきである。
- b. 子会社の支配の喪失により生じる利得又は損失には、IFRS 第 10 号の B99 項で述べている組換調整額を含めるべきである。

- c. IFRS 第 10 号の B99A 項において提案している利得又は損失の部分を消去するという要求は、投資者が関連会社又は共同支配企業に対する投資を持分法を用いて会計処理している場合にだけ適用する。

IASB は以下の事項も暫定的に決定した。

- a. IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号の修正の早期適用を認める。
- b. IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」の結果的修正を行い、IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号の修正の遡及適用からの救済を初度適用企業のために設ける。

14 名の IASB メンバーが賛成した。

次のステップ

スタッフは、IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号の修正案に関するデュー・プロセスの要約を今後の IASB 会議で提示する。

「共同支配事業に対する持分の取得」(IFRS 第 11 号の修正案)

IASB は、公開草案に関して回答者から受け取ったコメントと解釈指針委員会からのフィードバックを検討した。IASB は、修正案を次のような追加的な明確化をして最終決定することを暫定的に決定した。

- a. 共同支配事業に対する持分の取得に関するガイダンスは、次の両方に適用される。
 - i. 共同支配事業に対する当初の持分の取得
 - ii. 同一の共同支配事業に対する追加的な持分の取得
- b. IFRS 第 3 号「企業結合」及び他の IFRS における企業結合の会計処理についての関連性のある原則とは、IFRS 第 3 号及び他の IFRS における企業結合の会計処理に関するすべての原則である（ただし、それらが IFRS 第 11 号における原則と矛盾する場合を除く）。
- c. 公開草案の BC10 項の最後の文を、本修正の B33B 項の適用指針に追加する。この文は、共同支配事業の形成時に既存の事業が共同支配事業や共同支配事業の形成に抛出されておらず、事業の形成と同時に行われる場合には修正は適用しないことを定めている。

IASB メンバー全員が賛成した。

次のステップ

スタッフは、IFRS 第 11 号の修正案に関するデュー・プロセスの要約を今後の IASB 会議で提示する。

「持分法：その他の純資産変動に対する持分」（IAS 第 28 号の修正案）

IASB は、公開草案に関する回答者からのフィードバックを議論した。また、修正案及びこのプロジェクトを進めるための複数の考え得る方法に関しての解釈指針委員会から IASB への提案を議論した。

IASB は、以下の選択肢を暫定的に棄却した。

- a. プロジェクトを中止すること（実務に存在している不統一に対処する必要性があるため）
- b. 公開草案における IASB の提案を進めること（現在の IFRS 文献からの離脱に関して多くの懸念があるため）
- c. 解釈指針委員会の IASB への当初の提案を進めること（投資先が自身の持分に対して締結したコール・オプション取引（株式に基づく報酬など）を扱っていないため）

したがって、IASB はスタッフに、投資者は投資先のその他の純資産変動に対する持分を、投資者の純損益又はその他の包括利益のどちらに認識すべきなのかに関して、さらに分析を行うよう指示した。特に、IASB はスタッフに、これらの各選択肢が株式に基づく報酬取引にどのように適用されるのかについての分析を含めるよう指示した。

次のステップ

スタッフは、この分析を今後の IASB 会議で提示する。

■ **年次改善——IFRS 第 7 号「金融商品：開示」——サービシング契約**

IASB は、IFRS 第 7 号の第 42A 項から第 42H 項における譲渡の開示要求の目的上、サービシング契約が継続的関与なのかどうかを明確化するために IFRS 第 7 号を修正すべきであるという解釈指針委員会からの提案を検討した。修正は次のようなものとなる。

- a. IFRS 第 7 号の適用指針にガイダンスを追加し、譲渡の開示要求の目的上、サービシング契約が継続的関与なのかどうかを判定する際に IFRS 第 7 号の第 42C 項におけるガイダンスをサービシング契約にどのように適用すべきなのかを明確化する。
- b. IFRS 第 7 号の B30 項を修正し、同項における「支払」という用語には企業が譲渡した金融資産から回収して譲渡人に送金することを要求されている金額を含めないことを明確化する。
- c. 表示する比較期間のうち企業がこの修正を最初に適用する事業年度前に開始する期間には適用しない。
- d. IFRS からの短期的な免除を、IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」の付録 E の IFRS からの短期的な免除に追加し、初度適用企業に同じ移行の救済を提供する。

IASB は、この修正を公開草案「年次改善 2012－2014 年サイクル」の中に含めることを暫定的に決定した。出席した IASB メンバー全員がこの決定に賛成した。

次のステップ

IASB は、公開草案「年次改善 2012－2014 年サイクル」を 2013 年の第 4 四半期に公表する予定である。

■ 料金規制対象活動：暫定 IFRS

IASB は、公開草案「規制繰延勘定」（コメント期限 2013 年 9 月 4 日）に対するコメントレターの回答の分析を検討した。公開草案（暫定 ED）では、IFRS の初度適用企業に規制残高の認識及び測定について現行の方針を引き続き適用することを認める提案を、表示及び開示の要求事項の拡充とともに示している。これらの提案は、IASB が料金規制対象活動に関する包括的プロジェクトを完了するまでの暫定的な解決策とすることが意図されている。

IFRS の初度適用企業に対する暫定 IFRS の公表

IASB は、暫定 IFRS プロジェクトを進めることを暫定的に決定した。11 名の IASB メンバーが賛成した。

IASB は、暫定 ED における提案を維持し、暫定 IFRS の範囲を IFRS の初度適用企業のうち従前の会計原則（IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」で定義）に従って財務諸表に規制繰延勘定を認識した企業だけに制限することを暫定的に決定した。15 名の IASB メンバーが賛成した。

公開草案からの変更

IASB は、暫定 ED に以下の修正を加え、その他の提案については維持することを暫定的に合意した。

- a. 暫定 ED の第 7 項(a)における範囲要件は自己規制企業を除外しているが、請求する価格にある程度の柔軟性（料金規制機関が設定する価格の範囲内で）を認めていることを明確化する。15 名の IASB メンバーが賛成した。
- b. 暫定 ED の第 7 項(b)における範囲要件（規制により設定された価格（料率）が、規制対象の財又はサービスの提供に係る企業の算入可能原価を回収するように設計されていることを要求）を削除する。15 名の IASB メンバーが賛成した。
- c. 適用指針を追加し、いくつかの企業集団の会計処理の論点を明確化する。14 名の IASB メンバーが賛成した。
- d. IFRS 第 3 号「企業結合」に限定的例外を導入し、企業結合で取得した規制勘定残高の認識及び測定について、従前の会計原則による会計方針の継続を認める。13 名の IASB

メンバーが賛成した。

- e. 企業は規制勘定残高の認識の中止について従前の会計原則による方針を引き続き適用すべきであると明記する。14 名の IASB メンバーが賛成した。
- f. 企業は IFRS が要求する他の項目に対する会計方針の変更の結果として生じる新たな規制残高の認識を禁止されないことを明確化する。14 名の IASB メンバーが賛成した。
- g. 純損益及びその他の包括利益（OCI）計算書に表示する規制残高の正味の変動を、純損益に報告する項目に関する金額と OCI に報告する項目に関する金額とに分離する。IASB メンバー全員が賛成した。
- h. 開示する詳細さのレベルを決定する際に考慮する要因としての重要性への具体的な言及を削除する。IASB メンバー全員が賛成した。

次のステップ

スタッフは 11 月の会議に暫定 IFRS の発効日を検討するペーパーと本プロジェクトに関して実施したデュー・プロセスのステップの要約を提出する。さらに、スタッフは書面投票のために暫定 IFRS の文案作成を開始する。

■ 収益認識

IASB 単独の教育セッション

2013 年 10 月 28 日に IASB は収益認識に関する教育セッションを開催し、以下のトピックを議論した。

- a. 変動対価の見積りに関する制限 —— 制限の目的と、知的財産のライセンスに係る売上ベースのロイヤルティの会計処理を含む
- b. ライセンスに関する適用ガイダンス —— 具体的には、2 種類のライセンス（すなわち、企業の知的財産へのアクセスを提供するライセンスと、企業の知的財産を使用する権利を提供するライセンス）を区別するための要件の改善
- c. 顧客の信用リスク（すなわち、回収可能性）の評価を収益モデルに含めること

何も決定事項はなかった。FASB と IASB はこれらのトピックを 2013 年 10 月 30 日（水曜日）の合同の意思決定セッションで議論する。

IASB/FASB 合同の意思決定セッション

IASB と FASB は 2013 年 10 月 30 日に会合し、「顧客との契約から生じる収益」に関する最終基準に含まれる以下のトピックを議論した。

- a. 変動対価の見積りに関する制限

b. 適用ガイダンス：ライセンス

c. 回収可能性

ペーパー 7A 変動対価の見積りに関する制限

両審議会は、変動対価の見積りに関する制限の適用（すなわち、どのような場合にそれらの見積りを取引価格に含めるべきか）を議論した。具体的には、両審議会は、制限の目的、見直し、及び知的財産のライセンスに係る売上ベース及び使用量ベースのロイヤルティへの制限の適用を議論した。

制限の目的

両審議会は、「非常に可能性が高い(highly probable)」という制限の目的における信頼水準を明示することを暫定的に決定した（FASB については、信頼水準は「可能性が高い(probable)」として表現されることになる。それらは同じ結果を生じるが、IFRS と US GAAP での既存の定義があるため、異なる用語が必要であったと両審議会は承知している）。また、両審議会は、企業が変動対価の見積金額の一部（しかし、全部ではない）（すなわち、最低金額）を取引価格に含めても重大な収益の戻入れが生じないと見込む場合には、企業は取引価格の見積りに当該金額を含めるべきであると暫定的に決定した。制限の目的は、最終の収益基準においておおむね次のように記述すべきである。

「企業は、重大な収益の戻入れが生じない可能性が〔非常に〕高い範囲において変動対価の見積金額を取引価格に含めなければならない。その顧客との契約により認識する収益の累計額に重大な下方修正がある場合には、重大な収益の戻入れが生じることになる。」

見直し

両審議会は、報告日現在で存在する状況及び報告期間中の状況の変化を忠実に表現するために、各報告日現在での見積取引価格を更新すべきであると暫定的に決定した。

知的財産のライセンスに係る売上及び使用量ベースのロイヤルティ

両審議会は、売上ベース又は使用量ベースのロイヤルティを伴う知的財産のライセンスへの制限の適用から生じることになる収益認識のパターンについて議論した。生じる収益パターンを考慮して、両審議会は、知的財産のライセンスのうちその対価が売上又は使用量ベースのロイヤルティの形態であるものについての特定の要求を入れることを暫定的に決定した。当該要求では、企業は売上ベース又は使用量ベースのロイヤルティによる対価を、不確実性が解消された時（すなわち、事後の売上又は使用の発生時）に取引価格に含めるべきであると定める。

15 名の IASB メンバーと 4 名の FASB メンバーが上記の決定に賛成した。1 名の FASB メンバーは棄権した。

ペーパー 7B 適用ガイダンス：ライセンス

両審議会は、ライセンスに関する適用ガイダンスの改善及び 2 種類のライセンスを区別するための要件の改善を議論した。2 種類のライセンスとは、企業の知的財産へのアクセスを提供するライセンス（すなわち、一定の期間にわたり充足される履行義務）と企業の知的財産を使用する権利を提供するライセンス（すなわち、一時点で充足される履行義務）である。両審議会は、文案の一層の改善を提案するとともに、次の事項を暫定的に決定した。

- a. 適用ガイダンスにおいて 2 種類のライセンスを区別するための要件を適用する前に履行義務を識別することの重要性をもっと強調する。
- b. 要件の意図を説明する追加的な論拠を適用ガイダンスに含める。
- c. 要件の目的及び適用を明確化するため、追加の設例を提供する。

16 名の IASB メンバーと 6 名の FASB メンバーが賛成した。1 名の FASB メンバーは棄権した。

ペーパー 7C 回収可能性

両審議会は、収益認識モデルにおける顧客の信用リスク（すなわち、回収可能性）の評価について議論した。両審議会は、企業が権利を得る対価の金額（すなわち、顧客の信用リスクについて調整していない金額）で取引価格（したがって収益も）を測定するという従前の暫定決定を再確認した。また、両審議会は、変動対価の見積りに関する要求事項を明確化（特に、企業が値引きを提供したかどうかの評価に関して）することも暫定的に決定した。また、両審議会は、企業が顧客との契約について収益モデルを適用できる条件として満たさなければならない要件を明確化することを暫定的に決定した。明示的な回収可能性の閾値を導入することによってである。当該閾値を満たし、収益モデルを適用するためには、企業は、顧客へ移転する財又はサービスと交換に最終的に権利を得る対価を回収する可能性が高いという結論を下さなければならない。その評価を行う際に、企業は顧客の信用リスクを考慮するだけであり、業績又は測定に関する不確実性などその他の不確実性は考慮しない（これらは収益の認識のタイミング及び測定で考慮される）ことに両審議会は留意した。この閾値を設定する際に、両審議会は、「可能性が高い(probable)」という用語が US GAAP と IFRS で違う意味を有していることも承知していた。しかし、両審議会は、閾値の設定を、US GAAP と IFRS における収益認識に関する現在の実務及び現行の基準と整合する水準で行うことを暫定的に決定した。

15 名の IASB メンバーと 5 名の FASB メンバーが賛成した。1 名の FASB メンバーは棄権した。

次のステップ

今回の会議で、収益に関して予定された合同のボードの議論は完了する。スタッフは、最終基準の文案作成を継続し、残りのデュー・プロセスのステップの完了を各審議会と確認する。

【10 月 31 日（木）】

■ IFRIC アップデート

IASB は、2013 年 9 月の IFRS 解釈指針委員会会議からのアップデートを受けた。当該会議の詳細は IFRIC アップデートで公表されている。

■ IAS 第 16 号「有形固定資産」及び IAS 第 38 号「無形資産」——公開草案「減価償却及び償却の許容される方法の明確化」

2012 年 12 月に IASB は、公開草案 ED/2012/5 「減価償却及び償却の許容される方法の明確化」（IAS 第 16 号及び IAS 第 38 号の修正案）を公表した。コメント期間は 2013 年 4 月 2 日に終了した。

2013 年 7 月と 9 月の解釈指針委員会の会議で、同委員会は、公開草案に関して受け取った 98 通のコメントレターの要約と分析の提示を受けた。解釈指針委員会のメンバーは修正案に関してさまざまな見解を示した。しかし、同委員会は、この修正は、減価償却又は償却に使用する方法は資産に具現化された将来の経済的便益の予想消費パターンを反映すべきであるという原則に引き続き重点を置くべきであることに合意した。したがって、解釈指針委員会は、IASB が IAS 第 16 号及び IAS 第 38 号の修正を最終確定することを提案した。

2013 年 10 月の会議で IASB は、解釈指針委員会のメンバーが表明した懸念と彼らの提案を議論した。

IASB メンバーは、経済的便益の消費のパターンを決定するための代用として収益データを使用することの禁止に関してさまざまな見解を示した。したがって、IASB は本修正に改訂を行うように求めた。

次のステップ

スタッフは、改訂後の文言を今後の会議で提示する。

■ 年次改善——IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」——処分方法の変更

2013 年 10 月の会議で IASB は、IFRS 第 5 号を修正して次の状況における処分グループの会計処理を明確化するという解釈指針委員会からの提案を検討した。

- a. 企業が資産（又は処分グループ）を売却目的保有から分配目的保有（又はその逆）に分類変更し、かつ、
- b. 資産（又は処分グループ）が分配目的保有の要件を満たさなくなった。

IASB は、IFRS 第 5 号を修正するという解釈指針委員会の提案に暫定的に同意した。企業が資産（又は処分グループ）を売却目的保有から分配目的保有（又はその逆）に分類変更し、それにより処分グループが一方の処分方法から他方に中断なしに移行する場合には、企業は売却目的保有の分類の中止に関するガイダンスに従ってはならないとする提案である。その代わりに、企業は処分目的保有の会計処理を引き続き適用すべきである。

また、IASB は、資産（又は処分グループ）を分配目的保有の会計処理に分類することを中止する状況に関して IFRS 第 5 号にガイダンスを追加することで解釈指針委員会に暫定的に同意した。当該ガイダンスは、資産（又は処分グループ）が売却目的保有の分類を満たさなくなった場合についてのガイダンスと整合させるべきである。

IASB は、IFRS 第 5 号の修正案は将来に向かって適用すべきであることに暫定的に合意した。

IASB は、この修正案を公開草案「年次改善 2012－2014 年サイクル」に含めるべきであると暫定的に合意した。

出席した IASB 全員が賛成した。2 名の IASB メンバーは欠席した。

次のステップ

IASB は、公開草案「年次改善 2012－2014 年サイクル」を 2013 年の第 4 四半期に公表する予定である。

■ IFRS 第 2 号「株式に基づく報酬」——業績条件の定義：勤務期間後に達成される業績目標

スタッフは IASB に、米国の発生問題専門委員会（EITF）の最近の合意事項について情報提供した。対象勤務期間後に達成される業績目標は業績条件であるという合意である。EITF によるこの決定は、IASB の年次改善 2010－2012 年サイクルにおける修正案と異なるものであった。スタッフは IASB に、米国 EITF の協議に対して何か追加的な行動が必要と IASB が考えるかどうかを質問した。

IASB は、年次改善 2010－2012 年サイクルを一時中断することを決定した。EITF の決定の含意について IASB がさらに検討できるようにするためである。また、これらの動向に関

して解釈指針委員会に伝えるようスタッフに指示した。

IASB はスタッフに、この事項を次回の会議に再度持ち込むよう指示した。

次のステップ

スタッフは IASB 会議でのこの展開を解釈指針委員会の次回の会議で同委員会に伝える。IASB は 2013 年 11 月の会議で再度この事項を議論する。

■ 年次改善——IAS 第 19 号「従業員給付」——割引率：地域市場の論点

2013 年 7 月の IFRS 解釈指針委員会の会議で、同委員会は、割引率の算定に関する IAS 第 19 号「従業員給付」（2011 年）の要求事項を、同一の通貨を共有する複数の国々で構成される地域市場（例えば、ユーロ圏）に適用する際の明確化を求める要望について議論した。この論点が生じたのは、優良社債に厚みのある市場が存在するかどうかの評価は通貨圏レベルではなく国レベルで行うべきだと考えている人々がいるからである。

解釈指針委員会は、IAS 第 19 号の第 83 項の修正を年次改善を通じて行うよう IASB に提案した。割引率を算定する際に、企業が、他の国々で事業を行っている企業が発行した優良社債（当該債券が給付の支払通貨で発行されている場合）を含めることを明確化する修正である。したがって、優良社債についての市場の厚みの評価は、国レベルではなく通貨レベルで行うべきである。

2013 年 10 月の会議で、IASB は、公開草案「年次改善 2012－2014 年サイクル」に含めるため、解釈指針委員会から提案されたとおり IAS 第 19 号を修正することを暫定的に決定した。

出席した IASB 全員が賛成した。

次のステップ

IASB は、公開草案「年次改善 2012－2014 年サイクル」を 2013 年の第 4 四半期に公表する予定である。

■ 年次改善——IFRS 第 7 号「金融商品：開示」：IFRS 第 7 号の修正の要約期中財務諸表への適用可能性

IASB は、2011 年 12 月に公表した IFRS 第 7 号の修正「開示－金融資産と金融負債の相殺」（「IFRS 第 7 号の修正」）の要約期中財務諸表への適用可能性を明確化するという解釈指針委員会からの提案を検討した。

IASB は、IFRS 第 7 号の修正の公表時に IAS 第 34 号「期中財務報告」を修正しなかった

ことに留意した。したがって、IFRS 第 7 号の修正で要求している追加の開示は、要約期中財務諸表では要求されない（ただし、これを含めることが IAS 第 34 号の既存の要求事項に従って要求される場合を除く）。

この事項に関する不確実性が解釈指針委員会に提起されたことを踏まえて、IASB は、要求事項を明確化するため IFRS 第 7 号の修正を提案することを暫定的に決定した。修正案は、公開草案「年次改善 2012－2014 年サイクル」に含まれることになる。

出席した IASB 全員が賛成した。

次のステップ

IASB は、公開草案「年次改善 2012－2014 年サイクル」を 2013 年の第 4 四半期に公表する予定である。

■ 個別財務諸表（持分法）

IASB は、次の事項を議論した。

- a. 経過措置
- b. コメント期間
- c. これまでに実施したデュー・プロセスのステップの確認

経過措置

IASB は、次の事項を暫定的に決定した。

- IFRS をすでに適用していて個別財務諸表で持分法を選択している企業については、IAS 第 27 号「個別財務諸表」の修正案を IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って遡及適用すべきである。
- 個別財務諸表で持分法の使用を選択している IFRS の初度適用企業については、持分法の適用は、IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」に従って IFRS への移行日から行うべきである。

IASB メンバー全員が賛成した。

コメント期間

IASB は、デュー・プロセス監督委員会との協議を条件として、IAS 第 27 号の修正の公開期間は 60 日間とすべきであると暫定的に決定した。IASB は、この修正案が IFRS を使用している一部の法域にとって緊急と考えられていることに留意した。IASB メンバー全員が賛成した。

これまでのデュー・プロセスのステップ及び準拠についての確認

IASB は、本プロジェクトに関してこれまでに実施したデュー・プロセスのステップを検討した。IASB メンバー全員が、これまでデュー・プロセスの要求事項が準拠されてきたということに合意した。

次のステップ

スタッフは書面投票のプロセスを開始する。

■ 料金規制対象活動：調査研究プロジェクト

IASB は、料金規制の特徴のうち IASB がこのプロジェクトについて公表を予定しているディスカッション・ペーパー（DP）の焦点となるべき特徴に関する議論を継続した。IASB は、料金規制の多くの共通の特徴から生じる権利及び義務の分析を検討した。9 月の会議で IASB は、これらの共通の特徴を、料金規制対象活動を他の商業活動と区別するために重要なものとして暫定的に識別した。

IASB は、スタッフの分析の次のステップは、以下のように実績に合わせる（true-up）調整を料金に加えることを要求する特定の料金設定の仕組みから生じる権利及び義務に焦点を当てるべきであると暫定的に決定した。

- ・ 過去の期間のコストないしは収益の見積金額と実際金額との差額について、あるいは、
- ・ 履行目標の達成又は不達成に対してボーナスを支給するか又はペナルティを課す

出席した IASB メンバー全員が賛成した。

次のステップ

料金規制対象活動の調査研究プロジェクトに関する議論を 11 月の IASB 会議で継続する。

■ マクロヘッジの会計処理

IASB は、アジェンダペーパー4「マクロヘッジの会計処理——デュー・プロセス及び書面投票の許可」を議論した。

IASB は、「マクロヘッジの会計処理」の DP のコメント期間を 180 日間とすべきであると決定した。また、IASB は、DP がその目的を果たすことを確保するために必要なステップのすべてを完了したと確信していると述べ、書面投票用の文案を作成するようスタッフに指示した。

15 名の IASB メンバーが賛成した。1 名の IASB メンバーは欠席した。

次のステップ

IASB は 2014 年の第 1 四半期に「マクロヘッジの会計処理」のディスカッション・ペーパーを公表する予定である。

■ 金融商品：減 損

IASB は 2013 年 10 月 31 日に会合し、公開草案「金融商品：予想信用損失」（公開草案）における提案の明確化及び拡充に関する再審議を継続した。IASB が公開草案の最終確定を進めるかどうかは、今後の会議で決定される。

今回の会議で IASB は、公開草案における提案について以下の明確化及び拡充を検討した。

- 全期間の予想信用損失をいつ認識すべきかの評価
- 金融資産の期日経過が 30 日超となっている場合の反証可能な推定
- 「信用リスクが低いこと」の運用上の単純化
- 予想信用損失の測定（割引率を含む）
- 条件変更

議論の中で IASB は、すべての明確化を基準の本文に含めることが必要となるとは限らないことに留意した。その多くは実務への適用に関する提案として立案されているからである。したがって、これらの明確化は、設例、適用指針、及び結論の根拠の中で扱う方が適切となる可能性がある。

アジェンダペーパー 5A 全期間の予想信用損失をいつ認識するのかの評価

IASB は、全期間の予想信用損失は当初認識以降に信用リスクの著しい増大がある場合に認識しなければならない旨を確認することを暫定的に決定した。また、IASB は、以下の事項を明確化する（場合によっては、設例を通じて）ことを暫定的に決定した。

- a. 信用リスクの著しい増大の評価を単純化することができる。これは、特定のポートフォリオ（商品の種類ないしは地域ごと）について当初の最大信用リスク（「組成時」における信用リスク）を設定し、報告日現在の当該ポートフォリオの中の金融商品の信用リスクをその組成時信用リスクと比較することによって行う。これは当初認識時に信用リスクが類似している金融商品のポートフォリオについて可能となる。
- b. 信用リスクの著しい増大の評価を取引相手先の評価を通じて実施することができる（そうした評価が提案モデルの目的を達成する限り）。
- c. 全期間の予想信用損失をいつ認識するのかの評価は、債務不履行が発生するリスクの変動だけを考慮すべきであり、予想信用損失の金額の変動（又は債務不履行が生じた場合の信用損失（LGD））は考慮しない。
- d. 今後 12 か月以内に債務不履行が発生するというリスクの変動に基づく評価を認める。

ただし、全期間の評価が必要であることを示す状況がある場合は除く。また、どのような場合に 12 か月の評価が適切とならず、全期間の評価が必要となるのかについての設例を提供する。

- e. 12 か月の予想信用損失と同額で測定する損失評価引当金は、全期間の予想信用損失の認識の要件を満たさなくなった金融商品について再設定されなければならない。

14 名の IASB メンバーがこの決定に賛成した。2 名の IASB メンバーは欠席した。

アジェンダペーパー 5B 運用上の単純化——30 日超の期日経過の反証可能な推定及び信用リスクが低いこと

30 日超の期日経過の反証可能な推定

IASB は、契約上の支払の期日経過が 30 日超となっている場合には信用リスクの著しい増大があるという反証可能な推定を暫定的に確認した。

12 名の IASB メンバーがこの決定に賛成した。2 名の IASB メンバーは欠席した。さらに、IASB は、以下を明確化することを暫定的に決定した。

- a. 反証可能な推定の目的は、信用リスクの著しい増大を経験した金融商品を識別するための安全措置又は最も遅い時点としての機能を果たすことである。

14 名の IASB メンバーがこの決定に賛成した。2 名の IASB メンバーは欠席した。

- b. この推定は反証可能である。

14 名の IASB メンバーがこの決定に賛成した。2 名の IASB メンバーは欠席した。

- c. 反証可能な推定の適用は、信用リスクの著しい増加を、債務不履行又は減損の客観的証拠が生じる前に識別することである。

13 名の IASB メンバーがこの決定に賛成した。2 名の IASB メンバーは欠席した。

信用リスクが低いことの運用上の単純化

IASB は、企業は報告日現在で金融商品の信用リスクが低い場合には信用リスクが著しく増大していないと仮定できると暫定的に決定した。

12 名の IASB メンバーがこの決定に賛成した。2 名の IASB メンバーは欠席した。

また、IASB は、以下の事項を暫定的に決定した。

- a. 信用リスクが低い場合に関する記述の提案を修正し、次のような特徴をより適切に反映させる。
 - i. 当該金融商品の債務不履行のリスクが低いこと
 - ii. 借手が、短期的に、自らの義務を果たす強力な能力を有していると考えられること

- iii. 貸手の長期的な予想では、経済や事業状況の不利な変化により、借手が義務を履行する能力が低下する可能性がある（ただし、必ずしもそうなるとは限らない）こと
- b. 信用リスクが低いという概念は、全期間の予想信用損失の認識についての明確な契機となることを意図したものでないことを明確化する。むしろ、ある金融商品の信用リスクが低くなくなった場合に、企業は全期間の予想信用損失を認識すべきかどうかを判定するため、信用リスクの著しい増大が生じているのかどうかを評価することになる。
- c. 金融商品が外部で格付けされていることは要求されないが、信用リスクが低いということが「投資適格」の国際的な信用格付けの定義と同じであることを明確化する。

10 名の IASB メンバーがこの決定に賛成した。2 名の IASB メンバーは欠席した。

アジェンダペーパー 5C 予想信用損失の測定

IASB は、予想信用損失を実効金利又はその近似値で割り引くべきであると要求することを暫定的に決定した。

14 名の IASB メンバーがこの決定に賛成した。2 名の IASB メンバーは欠席した。

さらに、予想信用損失の測定に際して、IASB は以下の事項を暫定的に確認した。

- a. 予想信用損失の測定は、合理的に利用可能な最善の利用可能な情報を織り込むべきである。これには、過去の事象、現在の状況、並びに報告日現在での将来の事象及び経済状況の合理的で裏付け可能な予測が含まれる。「合理的で裏付け可能な予測」を超える期間について、企業は、現在の状況並びに将来の事象及び経済状況に関する報告日現在での情報を考慮することによって、自身の予想を最善に反映する方法を検討すべきである。
- b. 規制上の予想信用損失モデルを予想信用損失の計算の基礎とすることができるが、当該測定は、提案しているモデルの目的を果たすために調整が必要となる可能性がある。

IASB は、公開草案の BC63 項の議論（すなわち、12 か月の予想信用損失は全期間の予想信用損失の一部分である）を適用指針の一部として組み込むことにより、12 か月の予想信用損失の測定を明確化することを暫定的に決定した。したがって、12 か月の予想信用損失は、企業が今後 12 か月間に債務不履行となると予測している金融商品について生じる全期間の予想信用損失ではなく、今後 12 か月間にわたり予想されるキャッシュ不足額でもない。

14 名の IASB メンバーがこの決定に賛成した。2 名の IASB メンバーは欠席した。

アジェンダペーパー 5D 条件変更

IASB は、以下の提案を確認することを暫定的に決定した。

- a. 条件変更の要求事項は、条件変更の理由に関係なく、契約上のキャッシュ・フローのすべての条件変更又は再交渉に適用される。
- b. 条件変更による利得又は損失は、純損益に認識すべきである。

- c. 条件変更後の金融資産は、その他の金融商品と同様に「対称的な」処理に従う（すなわち、条件変更後の金融資産は、12 か月の予想信用損失引当金でステージ 1 に戻ることができる）。

さらに、IASB は、適用指針を明確化して、単に契約上のキャッシュ・フローが改変されただけでは金融資産に係る信用リスクが自動的に改善するわけではない旨を強調することを暫定的に決定した

14 名の IASB メンバーがこの決定に賛成した。2 名の IASB メンバーは欠席した。

次のステップ

減損プロジェクトに関する議論を 11 月の IASB 会議で継続する。

【11 月 1 日（金）】

■ IAS 第 1 号の修正

IASB は、2013 年 11 月 1 日に会合し、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」への狭い範囲の修正案を議論した。

アジェンダペーパー 8A 開示イニシアティブ：IAS 第 1 号の修正——純債務

IASB は、純債務の開示を要求することを、IAS 第 1 号の修正プロジェクトの一部として議論した。しかし、この情報の重要さと、それにより生じる、この情報の利用をより適切に理解する必要性に関して受け取ったフィードバックにより、IASB は「純債務」の開示を IAS 第 1 号の修正プロジェクトの一部とすべきではないと合意した。「純債務」に関する開示の要求は、むしろ開示イニシアティブの別の部分の中で検討すべきである。したがって、IASB はスタッフに、IASB が議論するためのペーパー（「純債務」に関する短期プロジェクトの潜在的な範囲を示す）を作成するよう要請した。

アジェンダペーパー 8B 開示イニシアティブ：IAS 第 1 号の修正——合計及び小計

IASB は、合計及び小計を IAS 第 1 号の修正プロジェクトの一部として議論した。IASB は以下の事項を暫定的に決定した（文案修正を条件に）。

- a. IAS 第 1 号の第 55 項及び第 85 項にガイダンスを追加し、IFRS で認識する金額を小計及び合計に集約する際に企業が考慮すべき要因を明確化する。
- b. EBIT や EBITDA などの一般的に報告されている合計又は小計の具体例を含めるために IAS 第 1 号を修正すべきではない。

出席した IASB メンバー全員が賛成した。IASB メンバー 2 名が欠席した。

次のステップ

スタッフは、2013 年 9 月の IASB 会議で提案した IAS 第 1 号の修正に関する論点を議論す

るため、2013 年 11 月に別のペーパーを IASB に提示する。

アジェンダペーパー 20 負債の流動・非流動の分類：修正案の要約

IASB は、負債の流動・非流動の分類に関しての IAS 第 1 号「財務諸表の表示」における要求事項に関する議論を継続した。

IAS 第 1 号では、さまざまな要件の中で特に、企業が負債の決済を報告期間後少なくとも 12 か月にわたり延期できる無条件の権利を有していない場合には、負債を流動に分類することを要求している。また、IAS 第 1 号では、企業が報告期間後少なくとも 12 か月にわたる債務の借換え又はロールオーバーを見込んでおり、かつ、そうする裁量権を有している場合には、負債を非流動に分類することを要求している。

今回の会議で IASB は、負債の流動・非流動の分類は、企業が今後 12 か月以内に負債の決済が要求されないという、報告日現在で存在している契約上の取決めがあるかどうかによって決定されると暫定的に決定した。出席した IASB メンバー全員が賛成した。また、IASB は、以下のようなその他の IAS 第 1 号の修正に関しても暫定的に決定した。

- a. 第 69 項(d)から「無条件の」という用語を削除し、「無条件の権利」を「権利」で置き換えるようにする。13 名の IASB メンバーが賛成した。2 名の IASB メンバーは欠席した。
- b. 第 73 項の「裁量権」という用語を「権利」という用語で置き換え、第 69 項(d)の要求事項ともっと明確に合致させる。出席した IASB メンバー全員が賛成した。2 名の IASB メンバーは欠席した。
- c. 負債の決済を企業からの資源の流出と結び付ける（第 73 項に「現金又は他の資産の移転によって」の文言を追加することによる）。出席した IASB メンバー全員が賛成した。2 名の IASB メンバーは欠席した。
- d. 企業が債務の借換え又はロールオーバーを行う権利に関する第 73 項の要求事項を修正し、「同一の融資者と同一又は類似の条件で」という文言を含める。出席した IASB メンバー全員が賛成した。2 名の IASB メンバーは欠席した。

IASB は、条件制限が負債の分類に与える影響（特に、報告日後の当該条件への違反が報告日現在での分類に影響を及ぼすべきかどうか）を検討した。IASB はスタッフに、権利の条件制限の追加的な分析（当該条件の変更及び当該変更の結果に関する経営者の予想が、報告日現在での負債の分類にどのように影響を与えるのかを含む）を作成するよう要請した。

次のステップ

スタッフは、権利の条件制限についての追加的な分析を今後の IASB 会議で提示する。

以上

付録 スケジュール

10 月 28 日（月）：IASB 単独の教育セッション

時間	アジェンダ項目
15：45-17：45	収益認識（教育セッション）

10 月 29 日（火）：IASB/FASB 合同の教育セッション

時間	アジェンダ項目
15：00-18：00	金融商品：分類及び測定（教育セッション）

10 月 30 日（水）：午前は IASB 単独の審議、午後は IASB/FASB 合同での審議

時間	アジェンダ項目
9：00-9：40	「投資者とその関連会社又は共同支配企業の間での資産の売却又は拠出」（IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号の修正案）
9：40-10：20	「共同支配事業に対する持分の取得」（IFRS 第 11 号の修正案）
10：20-11：30	「持分法：その他の純資産変動に対する持分」（IAS 第 28 号の修正案）
11：30-11：40	休憩
11：40-11：45	IAS 第 19 号「従業員給付」
11：45-11：50	年次改善——IFRS 第 7 号「金融商品：開示」——サービシング契約
11：50-13：00	料金規制対象活動：暫定 IFRS
13：00-14：30	昼食
14：30-17：00	収益認識

10 月 31 日（木）：終日、IASB 単独の審議

時間	アジェンダ項目
9：00-9：15	IFRIC アップデート
9：15-9：55	IAS 第 16 号「有形固定資産」及び IAS 第 38 号「無形資産」 公開草案 「減価償却及び償却の許容される方法の明確化」
9：55-10：05	年次改善——IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」——処分方法の変更
10：05-10：15	IFRS 第 2 号「株式に基づく報酬」——業績条件の定義：勤務期間後に達成される業績目標

10：15-10：30	年次改善——IAS 第 19 号「従業員給付」——割引率：地域市場の論点
10：30-10：40	年次改善——IFRS 第 7 号「金融商品：開示」——IFRS 第 7 号の修正の要約期中財務諸表への適用可能性
10：40-10：50	個別財務諸表（持分法）
10：50-11：00	休憩
11：00-12：00	料金規制対象活動：調査研究プロジェクト
12：00-12：30	マクロヘッジの会計処理
12：30-14：30	昼食
14：30-17：00	金融商品：減損

11 月 1 日（金）：終日、IASB 単独の審議

時間	アジェンダ項目
9：00-10：45	IAS 第 1 号の修正